

スキーイベントに参加しよう!

日時 2月4日(日) 受付:午前9時
開会式:午前9時30分
開始:午前10時
場所 津別ファミリースキー場(共和)

内容・対象
【幼児・小・中学生対象】

- ・冬期五輪3大会出場
川端絵美さんの
ワンポイントレッスン
- ・デュアルレース

※親子参加可、幼児は親子で参加してね。

【会場にきている人対象】

- ・新イベント「人間ボウリング」

参加費 無料

申込 1月31日(水)までに中央公民館社会教育グループへお申し込みください。

問い合わせ先

中央公民館社会教育グループ
☎76-2713



スケートイベントに参加しよう!

日時 1月27日(土) 受付:午前9時 開会:午前9時20分
場所 町民スケートリンク(津別小グラウンド) ※参加費無料
【スポーツチャレンジ教室】 共催 北海道

アスリートにスケーティングを教えてください!

【スピード競技個人種目】 リンク1周250m、1人2種目まで

- ・幼児、小学1・2年(男・女) 100m・200m
- ・小学3~6年(男・女) 250m・500m・1000m
- ・中学・高校(男・女) 500m・1000m
- ・一般女子 250m・500m 一般男子 500m・1000m
- ・幼児~大人(初心者) 直線50m《補助イス有無自由》

【チーム対抗リレー】 男女問わず4名1組

- ・低学年の部(1年生~3年生) 1人半周
- ・高学年の部(4年生~6年生) 1人1周
- ・中学生、一般(高校生含) 1人1周

【レクリエーション】 自由参加

会場のみなで水上レクを楽しもう!

申込 1月22日(月)までに中央公民館社会教育グループへ申し込みをしてください。幼児・高校生・一般も、できるだけ事前にお申し込みください。

問い合わせ先

中央公民館社会教育グループ ☎76-2713

サラエボ五輪出場の鈴木靖さんとバンクーバー五輪出場の土井慎悟さんがイベントに来てくれます!



第2回 生活支援サポーター養成研修

津別町と社会福祉協議会では、生活主体の助け合いを地域に広げていくため、「生活支援サポーター養成研修」を開催します。この研修会受講後は、軽度の介護者宅を訪問して買い物や掃除、ごみ出しなどの生活支援のサポートを行います。

つきましては、下記のとおり開催いたしますので、この機会に受講し、平成30年4月からのサポーターとして活躍してみませんか。

日時 平成30年1月24日(水)、1月25日(木)

①午前9時30分~11時30分

②午後6時~8時(各2時間)

※両日の①か②の研修を受講

※受付は、①②とも開始時間の30分前より

場所 林業研修会館(役場隣接)2階集会室

対象者 18歳以上で上記の2日間4時間の受講が可能な方

研修内容 「高齢者の特徴」「認知症の理解」「ボランティア活動の意義」「緊急対応」ほか

申込期限 平成30年1月19日(金)まで

申し込み・問い合わせ先

役場介護保険担当 ☎76-2151(内線230)

津別町社会福祉協議会 ☎76-1161

その他 10月開催の第1回研修会で2日目受講できなかった方は、1月25日の①か②の時間帯で受講することは可能です。

1月は「国民健康保険税」「後期高齢者医療保険料」第8期の納付月です

納付期限は1月31日(水)です

※口座振替をご利用の方は、引落口座の残高のご確認をお願いいたします。

問い合わせ先 住民企画課税務収納グループ

☎76-2151(内線218、220、221)

健康運動教室「からだリセット」

《1月31日~2月28日
毎週水曜日(全5回)》

時間 午後7時~8時30分

内容 体をほぐし、動きやすい体をつくる

場所 中央公民館 講堂

参加料 無料(各自保険加入)

対象者 町内の成人 **定員** 30名

持ち物 タオル、飲み物、運動靴

申し込み・問い合わせ先

中央公民館

社会教育グループ

☎76-2713



意見書の提出について

募集期間 平成29年12月18日(月)~平成30年1月17日(水)

意見を提出できる方

- ・町内在住者 ・町内勤務者
- ・町内に事業所を有する法人、その他の団体

閲覧できる場所

- ・津別町ホームページ <http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>
- ・役場正面玄関ロビー ・中央公民館 ・さんさん館

記載事項

住所、氏名およびご意見(書類様式は、町のホームページからダウンロードしていただくか、閲覧場所に備え付けられたものを使用してください)。

提出方法

- ・郵送 ・FAX ・Eメール ※電話では受付いたしません。
- ・保健福祉課職員または閲覧場所の職員へ提出してください。

注意事項

- ・いただいたご意見については、個別に回答いたしません。
- ・いただいたご意見の概要とそれに対する考え方については、別途公表いたします。

※ご意見を公表させていただく場合は、個人情報に十分配慮いたします。

提出・問い合わせ先

保健福祉課 ☎092-0292 津別町字幸町41番地

☎(0152)76-2151〔内線277〕 FAX(0152)76-2976

E-mail: fuku5@town.tsubetsu.lg.jp

町では、現在第4期津別町障がい福祉計画(平成27~29年度)の見直しを行い、第5期津別町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画(平成30~32年度)の策定を進めています。計画は、障がい者を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現や、意欲や能力あるいは適

正に応じた地域活動が保証される社会づくりを推進していくため、今後3年間の方策について定めるものです。このたび「第5期津別町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」を策定するにあたり、町民の皆様のご意見を募集しています。

第5期津別町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画(素案)に対するパブリックコメント(意見募集)を実施しています

障がい者控除対象者認定書

障がい者控除とは

本人または扶養親族が障がい者に該当する場合、確定申告などにより障がい者控除として所得税や住民税の所得控除を受けることができます。

障がい者控除対象者認定書について

障がい者控除の対象となる方は、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けている方ですが、手帳の交付を受けられない方でも、要支援・要介護認定を受けている65歳以上の方で「**身体の障がいまたは認知症の状態が障がい者に準ずると町長が認定した方**」には、申告をすることで障がい者控除を受けることができる「障がい者控除対象者認定書」を交付します。

この障がい者控除の適用を受けようとする場合には、介護保険の主治医意見書などの要介護認定資料の記載内容を確認しますので、保健福祉課介護保険担当へ申請してください。

※要介護認定を受けている方でも障がい者控除の対象にならない場合があります。また、本人及び扶養親族の所得税や住民税が非課税の場合は、該当になりません。

※介護認定の判定区分に変更が生じた場合には、再度、申請が必要となります。

認定内容		認定基準
障がい者控除対象者	知的障がい者(軽度・中度)に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」に該当
	身体障がい者(3級~6級)に準ずる	障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が「A」に該当する
特別障がい者控除対象者	知的障がい者(重度)に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅲ」から「M」に該当
	身体障がい者(1級・2級)に準ずる	障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が「B」及び「C」に該当する

問い合わせ先 保健福祉課 介護福祉グループ 介護保険担当②番窓口 ☎76-2151(内線230)